|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
| ≪事業所名称≫運営規程  （事業の目的）★  第１条　この規程は、≪法人名称≫が開設する≪事業所名称≫（以下、「事業所」という。）が行う指定障害児通所支援事業の児童発達支援（以下、「児童発達支援」という。）及び放課後等デイサービス（以下、「放課後等デイサービス」という。）、居宅訪問型児童発達支援（以下「居宅訪問型児童発達支援）という。）、保育所等訪問支援（以下、「保育所等訪問支援」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、児童発達支援及び放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（以下、「通所支援」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、障害児の意思及び人格を尊重し、適切な通所支援を提供することを目的とする。  （運営の方針）★  第２条　事業所の運営方針は、次のとおりとする。  ⑴　児童発達支援  　　事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援　　　　を行うものとする。  ⑵　放課後等デイサービス  　　事業所は、学校教育法に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援　　　　を行うものとする。  ⑶　居宅訪問型児童発達支援  　　事業所は、重度の障害の状態等にあり、児童発達支援　　　　　　　　　　又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援　　　　を行うものとする。  ⑷　保育所等訪問支援  　　事業所は、保育所等を訪問し、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。  ２　通所支援の実施に当たっては、障害児又は障害児の保護者の必要なときに必要な通所支援の提供ができるよう努めるものとする。  ３　通所支援の実施に当たっては、県及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。  ４　前３項のほか、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）及び「川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年川越市条例第３５号。以下「市条例」という。）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業所の名称等）★  第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  　⑴　名　称　≪事業所名称≫  　⑵　所在地　≪事業所所在地≫  （従業者の職種、員数及び職務内容）★  第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、市条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。  　⑴　管理者　　　１人  管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている通所支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。  ⑵　児童発達支援管理責任者　　１人  　　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画、居宅訪問型児童発達支援計画、保育所等訪問支援計画（以下、「通所支援計画」という。）を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める。通所支援計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。  ⑶　児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者　　　　人以上  通所支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な支援　を行う。  ⑷　訪問支援員　　１人以上  通所支援計画に基づき、障害児及び障害児通う施設等の従業者等に対し適切な助言・支援　を行う。  ⑸　機能訓練担当職員　１人以上  通所支援計画に基づき、障害児に対し日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。  ⑹　嘱託医　　１人  　　嘱託医は、障害児に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。  ⑺　看護職員　　１人以上  看護職員は、医師の指導のもと、障害児に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。  　（営業日及び営業時間）★  第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  　⑴　営業日　○曜日から○曜日までとする。  ただし、○月○日から○月○日までと、国民の祝日を除く。  　⑵　営業時間    　　ア　児童発達支援  　　　　月～日：午前○時から午後○時  　　イ　放課後等デイサービス  　　　　　平日（授業終了後）：午後○時から午後○時  学校休業日　　　 ：午前○時から午後○時  （事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の障害の種類)★  第６条　事業所において通所支援を提供する対象者は次のとおりとする。  　⑴　身体障害  　⑵　知的障害  ⑶　精神障害  ⑷　発達障害  ⑸　厚生労働大臣が定める難病等対象児  （利用定員）★  第７条　児童発達支援、放課後等デイサービスの利用定員は、１日当たり合計○○人とする。また各単位の定員は次のとおりとする。  ⑴　単位①　○○人  ⑵　単位②　○○人  ⑶　単位③　○○人  （事業の内容）★  第８条　通所支援で行う支援の内容は、次のとおりとする。  ⑴　通所支援計画の作成  ⑵　基本事業  ア）日常生活動作の習得等に関する支援  日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等  イ）集団生活適応支援  会話、手話、点字、パソコン操作等  ウ）創作的活動  絵画、工作、園芸等  　　エ）相談業務  健康、福祉、生活の相談等  ⑶　介護サービス  更衣、排せつ等の身体介助  ⑷　送迎サービス  障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎  ⑸　保育所等訪問支援  　　保育所その他の児童が集団生活を営む施設へ訪問して行う支援  （利用者から受領する費用の額等）★  第９条　通所支援を提供した際に受領する費用の額は、こども家庭庁長官が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として障害児の保護者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。  ２　事業所は、前項の支払を受けるほか、通所支援において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。  ⑴　おやつ代　１回○○円  ⑵　創作活動に係る材料費　実費  ⑶　事業所外活動に係る交通費等　実費  ３　前項の費用の支払を受ける場合には、障害児の保護者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。  ４　第１項及び第２項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第１項については受領証）を、当該費用を支払った障害児の保護者等に交付するものとする。  （通常の事業の実施地域）★  第１０条　通常の事業の実施地域は、○○市及び○○町とする。  （サービス利用に当たっての留意事項）★  第１１条　利用者はサービス利用に当たり、次のことに留意すること。  　⑴　障害児の健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨申し出ること。  ⑵　事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと。  ⑶　宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の障害児やその家族等に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。  （緊急時等の対応）★  第１２条　現にサービスの提供を行っているときに、障害児の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又は障害児の主治医へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。  （苦情解決）★  第１３条　事業所は、その提供した通所支援に関する障害児の保護者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。  （非常災害対策）★  第１４条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害等に関する具体的計画を立て、必要な食糧等の備蓄を行う。また、年２回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。  （虐待の防止のための措置に関する事項）★  第１５条　事業所は、障害児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。  ⑴　虐待の防止に関する責任者の選定  ⑵　苦情解決体制の整備  ⑶　従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施  ⑷　虐待防止委員会の年１回以上の開催  （運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）  第１６条　事業所は、提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、１年に１回以上、自ら評価を行うとともに保護者による評価を受け、常にその改善を図らなければならない。  ２　前項における評価及び改善の内容を公表するものとする。  （その他運営についての留意点）★  第１７条　事業所は、適切な通所支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。  ⑴　採用時研修　　採用後３か月以内  ⑵　継続研修　　　年２回以上  ２　従業者は業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するものとする。  ３　雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。  ４　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ５　事業所は、障害児に対する通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該通所支援を提供した日から５年間保存するものとする。  （委任）  第１８条　この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、≪法人名称≫と管理者との協議に基づいて定めるものとする。  　　　附　則  　この規程は、令和○○年○月○日から施行する。 | ≪事業所名称≫運営規程  （事業の目的）★  第１条　この規程は、≪法人名称≫が開設する≪事業所名称≫（以下、「事業所」という。）が行う指定障害児通所支援事業の児童発達支援（以下、「児童発達支援」という。）及び放課後等デイサービス（以下、「放課後等デイサービス」という。）、居宅訪問型児童発達支援（以下「居宅訪問型児童発達支援）という。）、保育所等訪問支援（以下、「保育所等訪問支援」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、児童発達支援及び放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（以下、「通所支援」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、障害児の意思及び人格を尊重し、適切な通所支援を提供することを目的とする。  （運営の方針）★  第２条　事業所の運営方針は、次のとおりとする。  ⑴　児童発達支援  　　事業所は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。  ⑵　放課後等デイサービス  　　事業所は、学校教育法に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。  ⑶　居宅訪問型児童発達支援  　　事業所は、重度の障害の状態等にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。  ⑷　保育所等訪問支援  　　事業所は、保育所等を訪問し、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものとする。  ２　通所支援の実施に当たっては、障害児又は障害児の保護者の必要なときに必要な通所支援の提供ができるよう努めるものとする。  ３　通所支援の実施に当たっては、県及び関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。  ４　前３項のほか、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）及び「川越市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年川越市条例第３５号。以下「市条例」という。）に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業所の名称等）★  第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  　⑴　名　称　≪事業所名称≫  　⑵　所在地　≪事業所所在地≫  （従業者の職種、員数及び職務内容）★  第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、市条例で定める基準を下回らない範囲で変動することがある。  　⑴　管理者　　　１人  管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に対し、法令等において規定されている通所支援の実施に関する規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。  ⑵　児童発達支援管理責任者　　１人  　　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　支援の具体的内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画、居宅訪問型児童発達支援計画、保育所等訪問支援計画（以下、「通所支援計画」という。）を作成し、通所給付決定保護者に交付の上、同意を求める。通所支援計画の作成後は、計画の実施状況の把握を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、計画の見直し及び必要に応じた変更を行う。また、他の従業者に対する技術指導及び助言を行う。  ⑶　児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者　　　　人以上  通所支援計画に基づき、障害児及び障害児の保護者に対し適切な指導等を行う。  ⑷　訪問支援員　　１人以上  通所支援計画に基づき、障害児及び障害児通う施設等の従業者等に対し適切な助言・指導等を行う。  ⑸　機能訓練担当職員　１人以上  通所支援計画に基づき、障害児に対し日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。  ⑹　嘱託医　　１人  　　嘱託医は、障害児に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。  ⑺　看護職員　　１人以上  看護職員は、医師の指導のもと、障害児に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。  　（営業日及び営業時間）★  第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  　⑴　営業日　○曜日から○曜日までとする。  ただし、○月○日から○月○日までと、国民の祝日を除く。  　⑵　営業時間　月～金：午前○時～午後○時  　⑶　サービス提供時間  　　ア　児童発達支援  　　　　月～日：午前○時から午後○時  　　イ　放課後等デイサービス  　　　　　平日（授業終了後）：午後○時から午後○時  学校休業日　　　 ：午前○時から午後○時  （事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の障害の種類)★  第６条　事業所において通所支援を提供する対象者は次のとおりとする。  　⑴　身体障害  　⑵　知的障害  ⑶　精神障害  ⑷　発達障害  ⑸　厚生労働大臣が定める難病等対象児  （利用定員）★  第７条　児童発達支援、放課後等デイサービスの利用定員は、１日当たり合計○○人とする。また各単位の定員は次のとおりとする。  ⑴　単位①　○○人  ⑵　単位②　○○人  ⑶　単位③　○○人  （事業の内容）★  第８条　通所支援で行う支援の内容は、次のとおりとする。  ⑴　通所支援計画の作成  ⑵　基本事業  ア）日常生活訓練  日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等  イ）集団生活適応訓練  会話、手話、点字、パソコン操作等  ウ）創作的活動  絵画、工作、園芸等  　　エ）相談業務  健康、福祉、生活の相談等  ⑶　介護サービス  更衣、排せつ等の身体介助  ⑷　送迎サービス  障害児の自宅又は学校と事業所との間の送迎  ⑸　保育所等訪問支援  　　保育所その他の児童が集団生活を営む施設へ訪問して行う支援  （利用者から受領する費用の額等）★  第９条　通所支援を提供した際に受領する費用の額は、厚生労働大臣　　が定める基準による。そのうち、各市町村が定めた利用者負担額として障害児の保護者等から受領した額以外については、各市町村から代理受領するものとする。  ２　事業所は、前項の支払を受けるほか、通所支援において提供する便宜に要する費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。  ⑴　おやつ代　１回○○円  ⑵　創作活動に係る材料費　実費  ⑶　事業所外活動に係る交通費等　実費  ３　前項の費用の支払を受ける場合には、障害児の保護者等に対して事前に文書で説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。  ４　第１項及び第２項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用にかかる領収証（第１項については受領証）を、当該費用を支払った障害児の保護者等に交付するものとする。  （通常の事業の実施地域）★  第１０条　通常の事業の実施地域は、○○市及び○○町とする。  （サービス利用に当たっての留意事項）★  第１１条　利用者はサービス利用に当たり、次のことに留意すること。  　⑴　障害児の健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨申し出ること。  ⑵　事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと。  ⑶　宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の障害児やその家族等に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。  （緊急時等の対応）★  第１２条　現にサービスの提供を行っているときに、障害児の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに協力医療機関又は障害児の主治医へ連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。  （苦情解決）★  第１３条　事業所は、その提供した通所支援に関する障害児の保護者等からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。  （非常災害対策）★  第１４条　事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害等に関する具体的計画を立て、必要な食糧等の備蓄を行う。また、年２回以上、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。  （虐待の防止のための措置に関する事項）★  第１５条　事業所は、障害児に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じるものとする。  ⑴　虐待の防止に関する責任者の選定  ⑵　苦情解決体制の整備  ⑶　従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施  ⑷　虐待防止委員会の年１回以上の開催  （運営内容の自己評価並びに改善の義務付け及びその結果の公表）  第１６条　事業所は、提供する児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、１年に１回以上、自ら評価を行うとともに保護者による評価を受け、常にその改善を図らなければならない。  ２　前項における評価及び改善の内容を公表するものとする。  （その他運営についての留意点）★  第１７条　事業所は、適切な通所支援が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るために次のとおり研修の機会を設けるものとする。  ⑴　採用時研修　　採用後３か月以内  ⑵　継続研修　　　年２回以上  ２　従業者は業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持するものとする。  ３　雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。  ４　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。  ５　事業所は、障害児に対する通所支援の提供に関する諸記録を整備し、当該通所支援を提供した日から５年間保存するものとする。  （委任）  第１８条　この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、≪法人名称≫と管理者との協議に基づいて定めるものとする。  　　　附　則  　この規程は、令和○○年○月○日から施行する。 |